

第百二十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第七号

平成五年四月六日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 中馬 弘毅君

理事 岡島 正之君 理事 小坂 憲次君

理事 堀水 信彦君 理事 古屋 圭司君

理事 増田 敏男君 理事 小川 信君

理事 谷村 啓介君 理事 山口那津男君

理事 井奥 貞雄君 理事 石橋 一弥君

理事 田邊 國男君 理事 谷 洋一君

理事 中谷 元君 理事 西田 司君

理事 吹田 愷君 理事 穂積 良行君

理事 星野 行男君 理事 宮里 松正君

理事 渡部 恒三君 理事 五十嵐 広三君

理事 加藤 万吉君 理事 北川 昌典君

理事 北沢 清功君 理事 小林 守君

理事 佐藤 敬治君 理事 小谷 輝二君

理事 斎藤 節君 理事 吉井 英勝君

理事 高木 義明君

出席國務大臣

國務大臣 村田敬次郎君

(國家公安委員長)

出席政府委員

警察庁長官 城内 康光君

警察庁長官官房長 垣見 隆君

警察庁警務局長 井上 幸彦君

警察庁刑事局長 中田 恒夫君

警察庁刑事局保安部長 恒夫君

警察庁刑事局暴力団対策部長 廣瀬 權君

委員外の出席者

国税庁課税部資料調査課長 朱雀井 亮君

地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君

委員の異動

四月六日

辞任

田邊 國男君

神田 厚君

同日

辞任

星野 行男君

高木 義明君

補欠選任

星野 行男君

高木 義明君

補欠選任

田邊 國男君

神田 厚君

本日

の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○中馬委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井奥貞雄君。

○井奥委員

暴力団対策法ができてからもう一年を経たわけでありまして、その間に、この法律ができたおかげということもありま

すけれども、警察庁その他、それぞれの関係各位の御努力、その大きな成果の一つだろ

うと思っておりますけれども、大変いい傾向になつてきてお

るわけであります。指定暴力団の団体が十六団

体、そして組員が約四万二千人、約七〇%であり

ますけれども、これに網をかぶせることができた

したし、昨年一年であります約一万五千人を逮

捕した。そして百五十八の組織が解散して、組員

が約二千人減少していった。これは新聞報道でも

報じられてい

るわけであります。指定暴力団の団体が十六団

体、そして組員が約四万二千人、約七〇%であり

ますけれども、これに網をかぶせることができた

したし、昨年一年であります約一万五千人を逮

捕した。そして百五十八の組織が解散して、組員

が約二千人減少していった。これは新聞報道でも

報じられてい

るわけであります。指定暴力団の団体が十六団

体、そして組員が約四万二千人、約七〇%であり

ますけれども、これに網をかぶせることができた

したし、昨年一年であります約一万五千人を逮

捕した。そして百五十八の組織が解散して、組員

が約二千人減少していった。これは新聞報道でも

報じられてい

るわけであります。指定暴力団の団体が十六団

体、そして組員が約四万二千人、約七〇%であり

ますけれども、これに網をかぶせることができた

したし、昨年一年であります約一万五千人を逮

捕した。そして百五十八の組織が解散して、組員

が約二千人減少していった。これは新聞報道でも

報じられてい

るわけであります。指定暴力団の団体が十六団

体、そして組員が約四万二千人、約七〇%であり

ますけれども、これに網をかぶせることができた

したし、昨年一年であります約一万五千人を逮

捕した。そして百五十八の組織が解散して、組員

が約二千人減少していった。これは新聞報道でも

報じられてい

るわけであります。指定暴力団の団体が十六団

体、そして組員が約四万二千人、約七〇%であり

ますけれども、これに網をかぶせることができた

したし、昨年一年であります約一万五千人を逮

捕した。そして百五十八の組織が解散して、組員

が約二千人減少していった。これは新聞報道でも

報じられてい

るわけであります。指定暴力団の団体が十六団

体、そして組員が約四万二千人、約七〇%であり

ますけれども、これに網をかぶせることができた

したし、昨年一年であります約一万五千人を逮

てきた。以上二点が改正を提案いたしました理由でございます。

以上のようなことから、このたびの法改正を許していただきますと、その効果というものにつきましましては、暴力団員の組織離脱を促進して暴力団の勢力を弱体化させる、あるいは暴力団員による新たな形態の不当な資金獲得活動を封じ込める、そのようなことが期待されるところでございます。

○井奥委員 暴力団員の組織離脱というものを促進して、今お答えをいただきましたように真に社会復帰を願う者に対しての手を差し伸べることは、暴力団対策上もまた我々の社会の問題としても、大変重要な施策と考えるわけであります。改正法では社会復帰対策について新しい施策を講じている、こういうことでありますので、私は次の三点を御質問をさせていただきますと思います。

第一点であります、脱会希望者に対する保護の措置等、これは法の二十八条の一項として「講ずるもの」としてあるものの具体的な内容をお示しいただきたいというのが一点であります。

二点目でありましても、暴力団の離脱の意志を有する者に対する保護の措置等というのがありますが、これは二十八条であります、これと労働行政との関係は一体どういふふうになっているのか、この二点。

そしてもう一点であります、多少景気の見通しも少し明るいかなというところは感じられるわけでありましても、まだまだ厳しい不況下におきまして、就業の促進を図るということは大変困難だと思いますが、今も御説明がありましたように、入れ墨をしている者あるいは指詰めをさせられた者、そういったそれぞれの組員が脱会をして社会復帰をする、こういうときに、大変難しいものでありますから、やはり何か特別な対策を考えておられるのかどうか。

また、社会復帰対策協議会というのが、全国に呼びかけをいたして現在二十四都道府県に生まれたわけでありましても、就職先の、特に大

都市にはできていないというのが現状であります。ありましても、その協賛企業が非常に少ないわけでありまして、そして特に大企業は少いばかりで、向いているのが現状でございます。人間関係が濃密な地方都市というものはなかなか再就職、復帰ができていくわけでありまして、特に私は大都市の受け皿というものをさらに大きくして、更生をしたい、社会復帰をしたい、こういうふうにして、生きているそれぞれの組員たち、これに温かい手を差し伸べていかなければならないと思っておりますけれども、警察当局としてはどういふ形でのお考えなのか。

この三点をひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。

ただいま議員御指摘のとおり、真に暴力団を離脱したいという者に対しては、これに對しては保護の措置をとるといことが殊のほか重要であると考えております。そこで、改正法二十八条一項におきまして、公安委員会がその保護の措置をとるといことを公安委員会の責務として規定したわけでございます。

具体的にどのような措置の内容かということでございますが、やや細かくなつてしまつて大変恐縮でございます。手短かに重立ったところを申し上げますと、一つは、離脱者を雇用する事業者、これを大いに募集していただくこととでございます。

そして、その事業者に対して、離脱者をそこへ連れていきまして面接があるわけでございまして、その面接のときに警察職員が同道するといふようなことも考えております。それから、お話しした社会復帰対策協議会、これは民間組織であるわけでございますが、この活動を支援するといふようなことも考えております。さらには、これは離脱希望者が勤務所に入っている場合でございますが、よく出所する際に暴力団等が出迎える、これがまた本心に離脱したいという者の妨けになりますので、そういう行為をしないように暴力団に警告を与える。さらには、離脱希望者あるいは受

け入れてもいいという企業の保護対策、そういうことに努めてまいりたいというふうに思っています。ちよつと変わったところでは、離脱の交渉の場所として警察施設を利用させるというふうなことも考えております。それから、指を詰められている者が大変多いわけでございまして、手指の再生手術を行うお医者さんに対して、この者がどのような経過で離脱したかということ、安心して施術ができるようにそういうことの御説明もいたしたい。さらには、暴力団でいたときに住んでいたところで就職をするということになりますと、これはその後、仕返しをされるというふうなこともございますので、他府県へ転出して、その転出先で就業をする、その転出先の公安委員会との連絡、そういうこともやってまいりたいと思っております。

以上申し上げましたのが、細かくて恐縮でございますが、措置の内容でございます。

次に、労働行政との関係いかにということでございますが、効果的な暴力団離脱者の就業対策の推進のためには、殊のほか職業安定行政機関との協力関係が不可欠でございます。警察庁と労働省との間で協議をいたしました結果、それぞれの行政分野で補完し合えるような協力の仕組みについて既に合意がなされているところでございます。

具体的には、例えば警察といたしましては、受け入れ企業の募集、離脱希望者が組織を離脱したことの確認、それから離脱者や受け入れ企業の保護対策、こういったのは警察の仕事としてふさわしいものであらうと思ひますし、また職業紹介につきましては職業安定行政機関にやっていただくというところでございまして、このように切り分けしていくということが労働省と警察庁との間で意見が一致して、それぞれ関係府県あるいは警察機関に流しているところでございます。

それから三番目の、不況下における受け入れ企業等の増加のためにどのようなことをしているかということでございます。仰せのとおり大変難しい仕事でございますが、大変苦勞しているわけ

でございますが、離脱者の社会への受け入れということは、行政と民間が一体となつた総合的な施策を推進することが重要であると考えております。とりわけ地方自治体の行政部門におきまして、暴力団関係企業の公共工事からの排除ですとか、あるいは暴力団から真に離脱をしたいという者に対しては、住民の間でそういう者を温かく迎える、そういう機運が盛り上がるように手助けをしていただくことを要望してまいりたいというふうに思っております。

先ほどの社会復帰協議会でございますが、今日ただいまでございますが、その後どんどんできておりまして、現在は二十七都府県及び旭川方面、全部入れますと二十八、社会復帰協議会があるというところでございます。そして、受け皿、受け入れ企業の数でございますが、これも徐々に伸びてまいりまして、三月三十一日現在でございますが、全国で一千二百八十八社になっております。この社会復帰協議会を通じて社会復帰が成功した者が三十六名ということでございます。大変難しい状況でございますが、いろいろアンケートをして受け入れに際してはどうか、さらにはセンターの職員等が小まめに歩きまわして、受け入れのお約束をいただいている、そういう地道な努力をしているところでございます。

○井奥委員 大変な御努力を重ねていただいているというのには本當にありがたいことだと思つております。しかし、こういったことを踏まえていただいて、大都市にはやはり受け入れ企業というの、私は就職の機会が大変多いといふふうに見えるわけでありまして、大企業にもそういった形で、何らかの形で打診をいただながら、ぜひともひとつ一層の御努力をお願いしたいということをお願い申し上げます。

それから、暴力団というのは市民社会あるいは企業活動の隅々に根をおろしております、資金獲得を行っているのが現実の問題であります。特に、最近の暴力団の一般経済取引への介入、これは現在それぞれが調査をされておられると思ひま

すけれども、一兆三千億ぐらいなのが、それくらいのお金が経済活動をしているのではないかと、このことを推定されておられますが、実態はこれの五、六倍もあるのではないかな、こういったことが今言われているわけでありまして、こういった株式とか信用取引あるいは不況による不動産の売買あるいは競売、こういったところに暴力団が侵入をしていって大変な経済行為をしているということ、これも私もあらゆるところからそういうものを耳にするわけでありまして、実態も何点か私は承知をいたしております。そして、こういったことが経済、社会に大きな脅威を与えているものでありまして、暴力団対策法というのはこれらの実態に対してこれで十分に対応しているのかどうか、このことにつきまして再度御質問を申し上げます。

○廣瀬政府委員 昨年六月、山口組等三団体を指定したに始まりまして、二月末まで十六団体を指定してまいりました。この団体に対してそれぞれ暴力的要求行為に対する命令を出してまいりました。これは三月三十一日までに百八十一件に及んでおりますが、この命令によりましてかなりな程度民事介入暴力の抑止に成功してきたのではないかとこのように思っております。

ただし、議員御指摘のとおり、本法成立後、広域暴力団の幹部が株の取引に参与したという事実で大変大きな社会問題になりました。また暴力団員が株の取引を行う過程で証券会社、その他株式会社に不当な要求行為を行ったという事実もございます。また、不況下におきまして倒産会社の抵当不動産の競売事案に暴力団が介入いたしまして、抵当権者等に対して不当な金品等の要求を行っているという実態も明らかになっているところでございます。

このような暴力団員の一般経済活動への介入、関与に対しまして的確に対応するため、今回の法改正をお願い申し上げる次第でございます。これができるかと、有価証券の取引に係る一連の不当な行為あるいは競売の対象となっているような土地

地等に関して不当に明け渡し料を要求する行為、こういったものに対して的確な規制ができるものと考えております。

ただ、暴力団は常にいろいろな資金源を求めましていろいろな巧妙に画策するという実態にございまして、今後とも資金源活動の実態の解明に努めまして、その変化に十分対応していけるようにしてまいりたいと思っております。

○井奥委員 暴力団の存在は、我が国が先進国といふことを言われておりますけれども、大変恥ずかしい病弊だな、こんなことを、私自身だけではございませんが、思っておりますけれども、特にその企業の企業が暴力団とかかわっている、この現実の一点としましては過日報道されましたが、暴力団員に金を渡して前の社長を追い落としていく、こういう大阪の家電業界の社長の実態もあるわけでありまして。

それから、暴力団に私的な紛争の解決を頼んだり暴力団を利用するというのは、過日も報道されましたが、東京に本社のある大手の建設会社でありますけれども、九州の石油備蓄基地の建設で、暴力団の関連企業であることを承知している上においてその下請をさせていった、こういったことが暴力団員に対してあるいは暴力団自身に対しての資金の供与になっていくわけでありまして、一般市民や企業が暴力団を利用するといった行為あるいは風潮を根絶させていかなければ暴力団の壊滅は非常に難しいというふうに思っております。また、そのような風潮がある限り、暴力団による不当な金品要求というのは全くなくなっていかないわけでありまして。

このような暴力団を利用する行為に対して、どういふふうなこれから対処していこうとされておられるのか、また今後の問題として、何か規制を考えておられるのか。例えばでありますけれども、飲食店のツケというふうなもの、高利ではない債権の取り立てについて暴力団員が依頼を受けて暴力的な取り立てをしている、こういったことも耳にしているわけでありまして。こういった行為を

規制することにつきましてはどういうふうな考えをしておられるのか、お考えをお尋ねしたいと思います。

○廣瀬政府委員 議員御指摘のとおり、残念ながら、一般市民や企業が暴力団を利用するという行為がまだまだかなりあるという実態でございまして、これは暴力団の勢力を伸長させる結果にもなっておりますので、このような暴力団利用行為につきましてはいろいろな対策をとってまいりたいというふうに思っております。特に、本年は暴対二年ということになりますので、この暴力団を利用する者に対する対策、これに従来以上に力を入れてやってまいりたいというところであります。

その中身といたしましては、事件検挙、お示しにありました某家電メーカーにかかわる事件、暴力団を利用する最たるものでございしますが、そういう事件検挙に努めていく、それから、現行法で十条一項というのがございまして、何人も指定暴力団員に対して暴力的要求行為をすることを依頼するあるいは要求する、そういうことをしてはいけない、いわゆる暴力団を利用してはいけないという規定がございまして、残念ながら、この十条はまだまだ適用件数が一件でございまして、しかも暴力団が他の暴力団に要求したというものでございまして、今後この規定を大いに活用いたしまして、暴力団以外の者が指定暴力団を利用するという行為に対しまして、この規定をさらに活用してまいりたいというふうに思っております。

また、今回の改正におきまして十条二項というのがございまして、これは、指定暴力団員が暴力的要求行為をしている現場に立ち会って、これを助ける行為を規制するという内容のものでございしますが、これは暴力団を利用する行為を新しく規制していこうという趣旨のものでございまして、今後の問題として、何か規制を考えているかという御質問でございしますが、今回の改正案について意見を聞きました暴力団対策研究会からも、一般の市民、企業が暴力団を利用する行為の規制を強化する方向で検討することという提言をいただ

いております。それをも踏まえまして、今後とも暴力団を利用する行為の規制の強化につきましていろいろ検討をしてみたいというふうに思っております。

現行の九条六号は高利の債権の取り立てを規制いたしておるわけでございしますが、実際には高利でない債権の取り立て、お話になりました飲食店のツケのようなものもございまして、さらには暴力団の威力を示す以外の暴力的な手段方法による取り立てというのでもございまして、こういったものがかなりあるのではないかとこのようにござい

現行法は、ひとまず法律的な整理のできました高利債権取り立て、これだけを規制したものでございしますが、先ほどの研究会の提言にもありますように、そうした高利でない、あるいは暴力団の威力を使う以外の暴力的な手段方法による債権取り立て、こういったものについてどのような規制が可能であるかどうか、今後しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○井奥委員 いろいろお尋ねをしたことがたくさんあるわけでありまして、あと四分ぐらいしか時間が残っていないわけでありまして、はしよってお尋ねをしたいと思います。

後で時間があればお聞きをしたいと思っております。また、きょうの産経新聞にも出ておりましたが、中国から日本の犯罪組織がお互いにドッキングをして、暴力団がだんだん中に潜り込んで、そしてまた違った形の行為をしている、このことも時間が残りましたらお聞きをしたいと思っております。

こういったふうな暴対法ができて、そのプラスの面と、逆にそれがどんだん陰に入っていくというマイナスの面というのと二つあるわけでありまして。こういった面を踏まえながら、何となく私たちが暴力団といいますが、粗暴犯という、乱暴するということでありまして、その乱暴に加えて知能犯というのも加わるわけでありまして、こういった面を双方、これは警察だけの御努力ではと

平成五年四月六日

ても解決できるものではありません。ですから、時として国民を挙げて、それぞれがもう一度、この暴力団というものの壊滅のためにどういうふうな形で受け皿をやり、我々は監視をしていく、そして時としては大変痛みを伴うものであっても、これはしっかりとやっていかなければならないという国民的な運動というものの、監視の目というものが大事だろうと私は思っております。

そういったことも含めまして暴力団の壊滅を図るための抜本的な対策というものは、その暴力団が、今も申し上げたように、株だとか信用取引とかあるいは不動産の競売によって多額な利益を上げていくという問題のお答えをいただきまして、暴力団の不正収益を剥奪するということが私は必要だろうというふうに思っております。現に暴力団対策法ができる際にも検討をしていただくわけでありまして、その後の検討状況というものを実はお聞きをしたい。

私は大蔵の質問でも申し上げたわけでありましてけれども、アメリカのFBIみたいな、テレビで見る「アンタッチャブル」、エリオット・ネスがばちやばちとやっていくわけでありましてけれども、何か国税と一緒に、今本場に国税が消極的であって、警察の方が積極的であって、それから車の取得税をこまかした、それは百万円以内のものだったって摘発をしていくというのは、私は本場に警察の御努力を多とする以外にはないわけでありまして、国税庁と一緒に一回これを考えてもらう、こういうことも私は城内長官にもこれはお伺いしたいなというふうに思っております。ただ申し上げて、この二点をお答えをいただければありがたいというふうに思います。

そして、この暴力団の壊滅というのは今は本場に国民の願いであり、そして私たちがなさなければならぬものでございまして、こういった問題につきまして当局の大変な御努力、これに私どもはより一層支援をしていきたいと思っておりますけれども、これは城内長官と村田国家公安

委員長の御答弁をひとつお願いを申し上げます、このように思います。

○城内府委員 ます、不法収益の剥奪に関してでございますが、私どもの気持ちとしては、これを何とか一つの法的な形にしたいものだというふうに考えております。しかしながら、いろいろな法律上の論点が広範かつ多岐にわたっております。例えば、その不法収益とは一体何か、あるいは金の流れがどうなっているか、それから既に制度としてあります刑事上の没収あるいは追徴、こういったものの関係はどうか、こういった幾つかの点についていろいろと細かく詰めていかないと、私どもの気持ちだけでは物にならない、こういうふうに考えております。さらにこの点については、必要性ということも私ども十分わかっておりますので、研究してまいりたいと思っております。それから、もう一つは国税庁との関係でございますが、私ども、これは非常に大事なことでござい

本場、暴力団というのは、暴力団対策法にも定義がございまして、「構成員が集団的に又は常習的に暴力の不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」、法律的にはこういう定義でございまして、社会的には金もつけをたくらむ企業でございまして、そういう面からお金の面を攻めるといふのが一番大事なことでございまして、従来、国税と警察との間にもいろいろな連絡がとれております。ごく最近の動きでございますが、私どもも警察におきまして昨年十一月十七日に全国本部長会議を開催したわけでございまして、そのときに国税庁長官においでを願ひまして、いろいろ課税通報の問題などを中心にして話をさせていただきまして、それから、逆に今度は、ことしになりました一月二十一日に私の方から国税局長の会議に参りまして、暴力団取り締まりの実情、課税通報などに対する相互の協力などについて私の方からいろいろお話を申し上げました。管区警察局と地方の国税局との間にもそういった定時的

な会議が開かれております。

と申しますのは、いろいろな特別法を適用して、一般刑法以外の特別法を適用して取り締まりをやっているわけでございまして、御承知のように特別法は罰則はそんなに重いものではないでございます。そうなりますと、得た収益、不法な収益に課税する、これは大変効果の大きなことであると私ども考えておりますので、そういった面について努力しておるわけでございまして、御質問の趣旨を踏まえまして、さらにまた取り締まりをやってまいりたい、こんなふうに考えております。

○村田国務大臣 暴力団問題は国政上の緊要な主要課題である、こういうふうに認識をしております。暴力団は国民生活の平穏や経済システムの健全性に重大な脅威を及ぼしております、国民は暴力団の壊滅を強く求めているというふうに私は感じておるわけでございまして。

今、個々の問題について城内長官から御答弁を申し上げたわけでございまして、国家公安委員会といたしましても、暴力団犯罪の取り締まりを初めとする暴力団総合対策の実効を上げるよう警察当局をしっかりと督促申し上げまして、それとともに、国民各界各層で高まりを見ている暴力団排除の運動がさらに飛躍的に展開されるよう、関係方面にも働きかけてまいりたいと思っております。また、警察あるいは国家公安委員会、これはもちろんこれからの大きな分野を担っておると思っておりますので、心を引き結んで対応したいと思っております。

○井奥委員 時間が参りましたので、これで質問を終わらせていただきます。

国家公安委員長並びに城内長官から最後に御答弁をいただきました、感謝を申し上げます。我が国の国民が平和で、そして安心して社会生活が送れる、これは警察のそれぞれの役割が今日こういう社会の安定に寄与されておられるということでありまして、少ない人数で大変大きな成果を上げておられますが、どうぞ今後ともより一層激励をさせていただいて、国家国民のため一層の御努力をお願い申し上げます。

だきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○中島委員長 次に、北川正典君。

○北川(昌)委員 おはようございます。暴力団対策法が昨年施行されて、一年を経過したわけでございますが、先ほどお話をございましたが、これまでの対策法が上げた効果、成果と申しますか、この点についてどのように評価をされておられるのか、長官の方からお聞きしたいと思います。

○廣瀬政府委員 暴力団対策法施行後ちょうど一年過ぎたところでございまして、二月末までに十六団体を指定したところでありますし、また二月末までに三百四十二件の行政命令を出しまして、民事介入暴力の抑止に努めてまいりました。また、暴力団員が組織離脱の傾向も大変顕著になってきているというところでございまして、一応の成果があったというふうに考えております。

ただし、大きな暴力団の集約化が大変進んでおるといふようなこと、さらには、そういう大きな暴力団の中核部に対する打撃につきましてはまだ十分なものに加えるに至っていないというように、今からまた、暴力団を利用する層も根強く存在しているというところもございまして、そういうことから、今後ともなお継続的に、警察の最重要課題の一つといたしまして鋭意努力する必要があるものと考えております。

○北川(昌)委員 今お話をいたしましたように、かなりの成果というものが徐々に上がってきているということは私どもも評価をいたしたいと思っております。

ただ、この法律は暴力団を撲滅するというのが最終目標だろうと思っております。そういった点で考えてみますと、確かにお話をございましたように組員の減数、数が減ったということも一

面ではあります。資料によりますと、組を解散したものが百五十八組で、二千五十一人が減った。さらに、対策法の適用対象暴力団からの離脱者が七千二百人、それだけ減った。こういう数字の上からはかなりの減少が出ておりますけれども、一方で、暴力団勢力が九万六千人ですか、これが横ばい、減っていない、こういう数字も出ておるわけでございます。片や暴力団は、暴力団の中で離脱して組員が八千人近く減った、しかし一方で暴力団勢力は相変わらず減っていない。その点、私どもどういふふうな数字の上から理解すればいいのか、ちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 たいま議員御指摘のとおり、平成四年末の暴力団勢力でありますが、約九万六百人でございます。平成三年末の勢力の状況と比べまして、ほぼ横ばいの状況でございます。そのうち、構成員は約五万六千六百人でございまして、平成三年末と比べますと約七千二百人減少している。それに対しては平成三年末と比べまして約六千八百人増加になっているということでございます。

構成員が減ったのになぜ勢力が減少しないかというところでございますが、この数字があらわしておりますように、準構成員が増加したということのためでございます。なぜ準構成員が増加したかということですが、これは、いわゆるフロント企業、フロント企業の取り締まりを昨年強力にやっております。フロント企業といふのは暴力団の構成員あるいは暴力団の関係者がつくっている企業でございますが、そのフロント企業の実態を解明いたしますと、暴力団の周りにいる準構成員が新たに判明した、そういう新たに判明した者が相当数いるというものでございます。また、暴力団側も、フロント企業強化のために組織を離れて活動させた方がいい、組から離させまして、そしてフロント企業のメンバーとして活動させる、そういう者の中にはいる。そういう結果によりまして準構成員がふえたということでございます。

○北川(昌)委員 準構成員がふえたということは、予備軍ということでも理解ができると思うので、将来的にはこれが構成員の中に組み込まれていく、こういう危険性を持ったものであると私は思ふわけでございまして、そういうことも私を含めて今後強力な対応をお願いを申し上げておきたいと思ひます。

同時に、組員の減少、離脱した組員七千何人か、私が統計上から見てみますと、八千人ぐらゐではなからうかと思ひますけれども、この組を離れた、社会復帰をしたいという希望者の中にはおると思うのですが、八千人近くの元組員は今のようにな状況になっているのか。例えば、社会復帰した者が何人ぐらゐ、あるいは離脱したけれどもまだ職につかずにおる者とか、あるいは組は離脱したが一方からさらに別の組に準構成員という形で入るとか、いろいろあると思ひますけれども、そこあたりの把握はされておられるのでございまいしょうか。

○廣瀬政府委員 構成員が七千二百人減少したわけでございますが、その中には、暴力団から離脱をいたしました社会復帰をされている、そういう者、すなわち暴力団から完全に離脱をされているという者が一つのジャンルでございまして、もう一つは、フロント企業強化のために暴力団組織から離れて活動をしている者、組織から離れましてフロント企業強化のために働いている者、さらには、死亡ですとか老齢等によりまして自然減になったという者も相当あると承知をいたしております。それぞれの内訳がどうであるかというのは、残念ながら警察庁で統計をとっておりませんので、お答えいたすことができませんことをお許しただきたいと思ひます。

○北川(昌)委員 社会復帰をした人間の把握ができていないというほど、この暴力団を離脱した者の社会復帰というのが難しいというのを逆に物語っておるというふうに私は考えるわけでございまして、そこで具体的に、警察と、暴力追放運動推進セ

ンターが設置されて、そこに離脱についての相談があった、それを受け付けた件数が千九百三十五件に上つておる、こういう資料でございましてけれども、これは前年の二百六十件に比べますと大幅な相談増加だと思ひますし、それだけ暴力団の中には離脱をしたいという、ここから離れて正業にしたいという気持ちの人が多くあるということもつかないという知れるわけでございまして、この千九百三十五件の相談の処理はどういうふうになっておるのか。

○廣瀬政府委員 千九百三十五件の相談、これは警察と暴力追放運動推進センターへ寄せられたものでございまして、この相談がもとになりまして、これは平成五年三月末まででございまして、三十六名の暴力団離脱者を社会復帰対策協議会を通じて就業させることに成功いたしております。その他の警察や都道府県センターの相談活動によりまして、約二百数十人を離脱、就業させているところでございまして、そしてまた、このセンターに相談がありましたものから、離脱を妨害しているというものにつきましては、警察の方で脱退妨害の中止命令を出しているところでございまして。

○北川(昌)委員 千九百三十五人の離脱希望として相談があつて、その中で二百四、五十名でございまいしょうか、一応正業につける、こういう結果が報告されたわけですが、二割足らずの処理ですね。ですから、千九百三十五名のうち千六百から七百の間というものは、気持ちはある、そしてそういうふうにしたけれども、まだ社会的に認知されないう状況にあるというふうにお聞きわけです。

そこで、今度の改正の中で、そういった非常に受け入れ側の難しさということから法の改正がなされるというふうにお聞きわけですが、その中で、暴力団からの離脱と社会復帰を促すために、希望者に対しての「離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置」とをとり、受け皿をしつかりするんだという法律だと思ふのでございまして、この「必要な措置」とはどう

いう内容なのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 この二十八条一項でございまして、まさに公安委員会が離脱者に対して支援の措置をとるということを経営としてやってまいりたいということを表明しているものでございまして。先ほど井奥議員のところでも御説明申し上げましたが、やや細かくなりますが、まず、受け入れ企業、これをどんどん募集をしていくということでございます。そして、その受け入れ企業に離脱希望者を連れてまいりまして、面接のときに警察官が同道するというようなこともやってまいりたいというふうにお聞きします。それから、社会復帰対策協議会、これも先ほどから出ておりますが、この社会復帰対策協議会を公安委員会として支援してまいりたいということでありまして。さらには、出所の際に迎えをする暴力団に對しまして警告をする。そして、大変大事なことではございますが、離脱希望者あるいは協力をいただいております企業をしっかりと保護していく。さらには、離脱希望者が自覚を持って社会を構成する一員としてしっかりとやっていくというふうなことにしまして、いろいろな助言というふうなこともしてまいりたいということでございます。それから、離脱者の中には親族と大変トラブルになりまして絶縁状態というふうな者もあるわけでございまして、そういうことの復縁の橋渡しというふうなことも考えてまいりたいというふうにお聞きします。それから、先ほどの手指の再生手術、さらには他府県に就職するといふ者についての公安委員会との連絡等々をやつてまいりたいというふうにお聞きしております。

○北川(昌)委員 指の復元とまた入れ墨の消去が行われなければ、なかなか社会復帰への障害を除去することができない、こういう今社会的環境にあると思ふので、そういった意味では、この指の復元ができること、あるいはまた入れ墨を取り去ることといふことが消去する、このことは大事な

ことであると思うのですけれども、これに要する経費はどのくらいか、入れ墨によつては、面積とかいろいろ場所とかによつて違うだろうと思うのですが、指の復元については大体同じだろうと思ひますけれども、どのくらいかかるものなのでしょうか。

○廣瀬政府委員 指詰めをしたときの指の再生手術の費用でございしますが、およそ七十万円から百万円というふうに聞いております。それから入れ墨も、先生御指摘のとおり、場所によつて違う、あるいは全身入れ墨、あるいは部分的に入れ墨、いろいろ費用も違うようでございますが、場合によつては百万円以上かかることもあるというふうに聞いております。

○北川(昌)委員 そこにはまた一つのハードルが出てくるのではないかとおもうのです。今まで組におりまして、社会的な活動をしていない。したがって、余り金も持っていないとおもうのです。しかし、社会復帰はしたい。そのためにはいろいろな目で見られる指詰め、入れ墨直しをしたい。ところが、金がこれくらいかかるというところになると、なかなか実行できないという状況になる。そうなりますと、本人としては、気持ちとしては、これができない状況ならまたもの古巣に帰ろうか、こういうような気持ちになることもあり得るのではないかと。この経費については医療費、いわゆる保険は適用にならないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○廣瀬政府委員 この治療につきましては、医療ではあると思いますが、保険制度の建前は、自己の故意による負傷については保険の適用ができないというのが現在の保険制度でございます。したがって、指詰めや入れ墨の再生手術のみを保険給付可能にするということは、現行制度からできないものとお承知いたしております。

○北川(昌)委員 とするならば、これに対する何か援護措置というものはお考えになつておられるのか、また検討の余地があるのか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 指詰めあるいは入れ墨の消去の医療費をどこから補助できないかという御下問でございしますが、警察あるいは公安委員会がこれを補助するというのはややふさわしくないのではないかとおもうのであります。

そこで、全国に昨年九月までに暴力追放運動推進センターができたところでございますが、このセンターとして何らかの支援ができないかどうか、今後検討してまいりたいというふうに思つております。その場合に、被害者に対する見舞金あるいは訴訟の費用の貸付制度というのがございまして、そういうものとのバランスということもよく考えなければならぬと思ひます。御指摘の点も含めまして、今後センターの仕事としてできないかどうか、大いに検討してまいりたいと思ひます。

○北川(昌)委員 せっかく更正しようという気持ち、これを助けるという面から、助成とまではいかななくても、正業につくわけですから、ある程度一定の期間を決めて返済するような貸付制度とかこういうものも当然とて、本当に踏み切りがつくような状態というものを上上げていって初めて受け入れ態勢というものができると、本人たちもそこにある程度抵抗を少なくして社会復帰ができると思ふので、そこあたりの御検討をまたお願い申し上げておきたいと思ひます。

それと関連してございしますが、私も今度の法律を見て自分の勉強不足にもびっくりしたわけですが、少子に對する入れ墨の強要の禁止というものが盛り込まれております。入れ墨の強要禁止を少年に限定した理由というのが何かあるのございまいしょうか。

○廣瀬政府委員 入れ墨は、身体を損傷して極めて回復困難な身体的特徴を生ぜしめる行為でありまして、暴力団からの離脱や社会復帰の阻害要因となるものであります。伝統的に日本では暴力団以外にも広く行われてきたということもございしますし、また現在も一部の若者の間などで行われている実態もございします。指詰めと比べますと、

入れ墨の方は社会的な不当性は指詰めよりは低いというふうに考えております。

しかし、少年につきましては、是非弁別能力が未熟でありまして、環境等の影響を受けやすいため、無思慮に入れ墨を入れてしまい、暴力団とかかわりを断つことができなくなってしまうなど、将来にわたる禍根を残すこととなる可能性も少なくございませぬので、少年に對する入れ墨の強要等に限つてこれを禁止することとしたものでございします。

○北川(昌)委員 確かに芸術的な面もございしますし、文化的な面等もおっしゃる方もいらつしやるのでございしても、しかし、一遍彫りますと体に入れますと、これが暴力団と間違えられるといふ今までの社会状況、そして抜けるときにはこれをまたとらなければいかぬ、とるといふ何か矛盾したような問題もあるわけですね。

しかし、それはそれにとしまして、ただ、少年までこれを認めておつたというのは、私がちよつと勉強不足と言つたのはそこなんですけれども、強要を禁止するといふだけでなくて、やはり今年度、彫り師に對しても、少年に入れ墨を彫つたならばこれは罰則を与える、これくらいいものをしてしないと、彫つた後でわかつたではこれはいかなわけですから、そういったことは検討をされる考えはないのかどうか。

○廣瀬政府委員 今回の法改正では、暴力団がみずから入れ墨を施す、あるいは入れ墨を入れることを強要するといふものにつきまして、これを規制したいたといふものでございします。今回のこの法律改正が成りましたならば、暴力団の依頼を受けて少年に入れ墨を入れてはいけないといふことが彫り師の間にもかなり広まる、そういう改正の波及的效果も期待できるところだと思ひます。しかし、御指摘のとおり、彫り師が入れ墨を暴力団の依頼を受けて少年に入れるといふことになりまますと、本法の禁止規定の趣旨が全うされないといふことになりまますので、御趣旨の点も含めまして、彫り師がそのような依頼に応じないよ

うに、啓発活動に積極的に努めてまいりたいといふふうに思ひます。とりあえずは、その啓発をしつかりやりまして、彫り師がそういう暴力団の依頼に応じないように努めてまいります。

○北川(昌)委員 飲酒では、青少年は飲酒できない、してはならないといふふうに決まっています。飲ました人、売つた人は罰せられるわけですね。それと同じように考えるならば、この彫り師に對しての罰則というものが当然許容されるのではないかと私は思つておりますので、その検討方をお願いしておきたいと思ひます。

次に、いわゆる受け皿の問題、先ほど御答弁いただきましたが、雇用する企業を募集する、あるいは更正施設については警察の施設等を利用するとか、こういったいろいろな具体的な御答弁がございしたけれども、やはり職業あつせん、就職をあつせんするためには、そこに技術というものが身につけておることが一つの条件にもなり得ると思ふのですが、長い間別な世界で過ごしてきた人たちがございしますから、すぐにその仕事に入っていくけないという状態もあるでしょう。そういった点を考えるならば、ある一定の期間を設けて職業訓練というものも必要ではないか、このように思ひます。

それともう一つは、それぞれ遠隔地に、こうおつしやいましたけれども、一応社会に出てまいりまして、社会に出ていくというと語弊がございすけれども、一般の経済活動に参加するといふことになれば、善良な市民の中に住むわけですから、そういった場合に、その周囲の皆さん方がやはり今の概念、觀念としては恐怖心があると思ひます。また、好奇心もあると思ひます。そして、敬遠をするという状況というものも生まれてこないとも限りません。現に、この暴対法ができて、やはり周囲が、ちよつと事件があるとかあの人ではないか、こういうような見方をするわけなんです。そういった点からいきますと、社会が温かく迎

える、こういう状況というものもつくっていかなくてはならない。そのためには、御本人もいろいろ悩むこともあるでしょう。相談相手がいらないところにある、復帰協ですか、県のセンターまで行くというところもなかなかあれですから、したがって、そういった面で相談相手になる人、保護司というふうなもの、こういった人たちの連携というものは必要ではないだろうかとも思いますが、そういった点についてどうにお考えなのか。

○廣瀬政府委員 まず、離脱者の就業のための環境整備、これは総合的な行政配慮を必要とするものでございまして、警察の努力だけでは困難でございまして、関係行政機関や民間団体あるいは企業と協力しつつ今後とも進めてまいりたいと思っております。

御指摘のとおり、離脱者の社会復帰のためには職業訓練が殊のほか重要でございまして。公共職業訓練校あるいは民間の職業訓練法人、さらには、矯正行政機関が行う職業訓練の場を暴力団離脱者の社会復帰のために活用することが可能であるかどうか、可能であるとしたらどういうふうにするか、労働行政などの関係行政機関と連絡をとり合ひまして、今後検討を進めてまいりたいと思っております。

それから、本日に離脱した者が周りの人間から冷たい目で見られる、そういうことがあると真の社会復帰がでないという御指摘、そのとおりでございまして、私もそのように考えまして、今回の法改正、法二十八条の第二項ということでございまして、住民及び事業者に対します広報啓発活動、暴力団を本場にやめたという人に対しては温かく迎へ入れることが大事だということと広報啓発する活動をやってまいりたいというふうに思っております。

具体的な内容としては、住民や事業者に対して、真に更生してまじめに働いている暴力団員の実例、受け入れ企業の現状、警察の暴力団離脱者の社会復帰対策に対する取り組み等を講演等によりまして一般に訴えるというようなこと

とも努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、相談相手ということでございまして、特に保護司の御協力を得るといことが殊のほか大事でございまして。既に各都道府県センターにございまして相談員の中には必ず保護司の方が入っております。離脱者のいろいろな相談に応じる体制ができていてございまして。今後とも、保護観察所あるいは更生保護会あるいは保護司等更生保護関係者につきましましていろいろ御協力を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○北川(昌)委員 時間が参りましたが、最後の質問を申し上げたいと思ひます。

今、非常に離脱者の社会復帰が困難な状況にある、難しい状況にあるということとは私も十分認めますが、法改正によつてこれが少しでも前進することを期待したいと思ひますし、暴力団撲滅のために、ぜひこの法をさらに効果あらしめていただきたいと思います。そのためには、警察だけでなくな頑張つていただいても壁がございまして。法務省の関係もございまして、労働省の関係もございまして、厚生省との関係もございまして。さらには、金融・証券・スキャンダルのように、暴力団が中に入つて利益をむさぼつていくという問題も出てまいっております。そうすると、大蔵省とか通産省とか、こういったところの企業との関係からも出てくると思うのですけれども、本日に先ほど国を挙げておっしゃいましたが、まさに全庁を挙げてこの問題についてはそれぞれの分野で取り組んでいただく、それ以外に撲滅に向かつての道はないと思うのです。その点、国家公安委員長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

同時に、企業側が依頼をするという分野も先ほどお話がありました。特に政治家も、そういった極めて私も憤りを覚えるようなあいつ暴力団活用の方もあつたわけだと思ひます、そういったことがやはりなくなるようなこととしていかな

くてはならない。その点について国家公安委員長の御所見、決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

○村田国務大臣 北川委員にお答え申し上げます。

先ほど来の非常に熱心な御質疑をいただきました。政府委員から個々に具体的に御答弁申し上げたところでございまして、今委員御指摘になられましたとおり、暴力団員の社会復帰対策につきましまして、関係省庁との連絡、協力が不可欠な課題だと認識しております。例えば、労働省では既に社会復帰対策のための体制づくりにおいて協力をいただいておりますし、今後、例えば法務省とか大蔵省とか、いろいろ他の関係省庁との緊密な連絡をとり合ひまして、必要な協力を得ながら暴力団員の社会復帰対策のために体制づくりを進めてまいりたいと思ひます。

まさに総合対策でありますから、委員の御指摘のとおり、努力をしなければならぬと思ひます。

○北川(昌)委員 終わります。

○中馬委員長 続いて、山口那津男君。

○山口(那)委員 公明党の山口那津男でございます。

暴力団対策法の施行後一年を経過いたしました、関係当局の努力によりまして、その成果が着実に進展してきているということ率直に評価したいと思ひます。

ところで、本法の目的を達成するためには、最終的にはこの暴力団組織の壊滅といひますか、組織の解体にまで至らなければならないと思ひます。そこでまず、山口組、稲川会、住吉連合等の重点対象三団体と言われるものにつきまして、平成四年中解散された組織の構成員の数が千二百二十名である、こういう御報告があります。同年中のこの三団体の減少した構成員の数が千四百人である、こう言われます。解体組織の構成員千二百二十人が、この千四百人のうちの内数と言へるかどうかが、言い方を要えますと、組織が解散して、

それが即離脱に結びついていくのかどうか。これはどうもそうならないような気がするわけでありまして、この実態がどうなのかということ、その理由について御説明いただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。

三団体の傘下組織の解散であります。これは百四組織で、その百四組織が抱えております構成員は千二百二十名でございまして。この解散、壊滅した組織の構成員が、そのまま完全な暴力団を離脱して社会復帰になるのかといひますと、必ずしもストレートにそうなりません。ある者は暴力団から完全に離脱してまいる者もございまして、傘下組織が解散、壊滅いたしますと、その上部団体が預かるという手がありまして、上部団体の中に入つてしまふ、あるいはほかの傘下組織に入れられるというような者もございまして、また上部組織を離れてしまふ全く別個のグループの暴力団、そういうところにも入つてしまふ、三つぐらいのグループに分けられてしまふというのが実態でございまして。

○山口(那)委員 それから、重点対象三団体につきましまして、準構成員も含めたいわゆる勢力というところの方があつたが、この勢力については法律施行後も増加傾向にあります。そしてまた、構成員に限つて見た場合、若干減少はしているものの、その減少率というのも暴力団一般の減少率よりも低率にとどまっています。つまり、余り減っていない、こういう実態があるように思ひますが、これはどういふ理由なんですか。

○廣瀬政府委員 重点対象三団体の勢力が増加傾向にありまして、かつ構成員減少率が他の団体よりも低いのはどういふ理由かという御下問だと思いますが、重点対象三団体の構成員は約一千四百人減少になっておりますが、それ以外の暴力団構成員は約五千八百人減少になっております。これは山口組、稲川会、住吉会の重点三団体の傘下組織の解散、壊滅による構成員の減少もあつたのでありますが、それ以外の暴力団で重点対象三団体

に組み込まれた、これは昨年は特に東北方面で多かったわけですが、「寄らば大樹の陰」ということで、弱小組織がそういうものに組み込まれたということが原因でございいます。

○山口(那)委員 今のような実態でありますから、三団体の寡占率というのが鈍化してきているようではありますけれども、依然その寡占化傾向は進んでいる。つまり、寄らば大樹で吸収していった、いわばこの三団体が余り弱まっていない、こういう実態が明らかに見えてくるわけですね。そうだとしますと、この施行一年たっては、たものの、勢力はあったものの、重点対象三団体については勢力の激減とか弱体化という現象は必ずしも起きていないということになります。

そこで、今回の改正法の実施を見込んだ上で、今後どのような対策をとるべきかということについてのお考えを示していただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 私どもが今一番重点的にやらなければならぬのは、寡占化を強めております重点対象三団体に対する対策でございいます。昨年も取り締まり等では山口、稲川、住吉に重点を置きまして、特に山口組の取り締まり件数はかつてないほど多かったわけでございます。しかし、御指摘のとおり、弱小団体をどんどん吸収して、結果的にはそれほど大きな勢力の減になっていないというが実態でございいます。今後とも、犯罪の検挙という面では山口組を重点に取り組んでまいりたいというふうに思ひます。

また、今回の暴対法の改正をお認めいただければ、やはり一番強い団体から命令をたくさんかけていく、しかも集中的にかけてまいるといことが肝要であろうと思ひます。その旨努めてまいりたいと思ひます。

○山口(那)委員 私は、指定暴力団の勢力が衰えない原因の一つに、資金源が温存されているというが、資金源の壊滅にも至っていないという問題があるだろうと思ひます。この点、私自身、以前に、不法な利益を直接剥奪する、こういう立法措置を検討願ひたい、こういう質問をしたこと

があるわけですが、別途、その利益の移動そのものに着目をして、課税を強化するということも有効な手段の一つであろうと思ひます。

そこで、警視庁が実態調査をした内容が公表されているわけですが、この調査によりすると、風俗営業等に対する指定団体の関与率が約半分、五〇%程度である、この報告されておりますところが、全国の暴力団の指定率というのは七割に及んでいる、こういうわけですね。ですから、東京都におきまして指定率が七割に至っていないから、関与率も半分程度にとどまっている、こういうことになるのだとすれば、東京都における指定作業というのを急ぐ必要があるだろう、こうも思ひうわけですね。この点についての実態と対策についてお伺ひしたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 先ほど申し上げましたように、二月末までで十六団体を指定いたしました。さらに三月、今日現在では十八団体になっておりますが、この指定を今後どういう方針でやっていくかということとございいますけれども、これは従来とも大規模なかつ悪質な団体から指定をやってきたというところでございまして、現在そのほかの団体をどうするかということと検討中でございまして、追って次のグループの指定ができていくというふうに思ひております。

御指摘のとおり、東京にはまだかなり大きな暴力団が残っております、この中には大変悪質なものがございいますので、これは指定の作業を急がなければならぬというふうに理解しております。頑張っております。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

都内の風俗営業適正化法で対象となります各種の風俗営業等の業種でございまして、各業種についての関与のうち、指定暴力団とそれ以外のものの割合についてのお尋ねがございましたので、ちよつとお答え申し上げますが、警視庁の調査によりまして、暴力団のうち今御指摘のように指定暴力団が関与している割合が五〇%というように

なっております。そして、全国の指定暴力団の構成員の割合が七〇%ということとございいますけれども、これは東京都内の暴力団員のうち指定暴力団の構成員は、東京に限りますと約半数でございします。そのような事情があるかと思ひております。

○山口(那)委員 全国では指定によって七割カパーしたと言われている。ところが、東京ではそれが半分にとどまっている。この原因は、東京には山口組の勢力がそれほど大きくなくて、その結果半分にとどまっている、こういう実態もあるようでありまして、結局、暴力団の有力な資金源がこの風俗営業等でなされている。その中で半分が暴対法の網がかかっているということ、は、やはり取り締まり上は非常に困った部分だろうと思ひますので、先ほどおっしゃられたように指定及び取り締まりの強化ということに力を入れていただきたいと思ひます。

同じく、警視庁の調査によりまして、本来ほつておけば暴力団に流入すべきであったお金を適切に指導によってカットした、こういう実績があるうかと思ひます。このカットの金額が二十二億円と推定されております。中でもパチンコ営業からの流入カット金が十八億円だ、こういうことで、かなり高率である。つまり、主な資金源がパチンコ営業であると言つても差し支えないわけですね。そして、全体の暴力団の流入金の推定額が百五十億円、これはパチンコ営業からの流入額が百五十億円に上る、これも推定されておるわけでありまして。

ところで、この推定というのがどれほどの根拠をもつてなされたのか、この百五十億という多額の金額がどういう根拠をもつてなされたのかということがよくわからないということ、それから、この主な資金源であるパチンコ営業について、指定団体の関与率が全体と同じように五〇%なのか、それとも、とりわけこのパチンコ営業についての指定団体の関与率が高いのか低いのか、この点の実態についてお伺ひしたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 先ごろ警視庁が公表いたしました風俗営業等からの暴力団への資金の流入といひますか、金銭の出捐の関係のお尋ねでございします。

この調査の結果判明したものにしまして、資金カットのいろいろな措置を講じたわけでございますけれども、その際に、出捐を拒否したと具体的に見られる金額が二十二億円ほどであったと聞いております。この金額をもとにいたしまして、暴力団の関与が認められる、一万八千店舗ほどあったのでございまして、これにつきまして、それぞれの業種ごとに一店舗当たりの平均の排除額といひますか、カット額を算出したしまして、そこから逆に割り戻して推計値、試算値を出したというものでございします。そのようなことから、年間百五十億ないし百六十億円ほどの金銭が流れておるといふように警視庁では推計したわけでございます。

なお、パチンコ店についての問題でございします。これにつきましては他の業種に比べて、東京の場合でございしますけれども、パチンコ業界から暴力団への流入金額あるいは率というものが、他の業種と比べて一般的には、全国的に見ますと特に高いということはないのでございしますけれども、今回の警視庁の調査結果に基づきますと、確かに非常に高い率を占めておるといふことが今回の特徴かと思ひます。東京におきましては、暴力団がパチンコに根深く関与しております、その有力な資金源にしておるといふことの証左かと思ひます。

○山口(那)委員 パチンコの営業の実態から見ると、多額の現金が動くということ、ここに暴力団がたかるといひますか、主な資金源にするといふのは当然と言へば当然の実態だろうと思ひます。

東京都ではこのような大規模な調査をいたしまして結果が出ておるわけですが、各県警本部等で、各警察本部の調査でいろいろやっておると思ひますが、東京と比較してどのよ

うな傾向があらわれているか。これは一般化する
ことは必ずしもできないかもしれませんが、大阪
とか兵庫、京都、愛知、福岡等について、もしわ
かりましたらその全国的な傾向についても伺い
したいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

風俗営業等に対する暴力団の関与状況でござい
ますけれども、警視庁以外の全国の各道府県警察
におきましても調査をいろいろやっております
ところでございます。暴力団がみかじめ料の支払い要
求とかあるいはおしほり等の物品の納入の要求等
を通じて風俗営業等をその資金源としている
ことは、全国的な傾向としては見られるところで
ございます。

しかしながら、調査対象の数とかあるいは方法
とか、各県によりまして差がございまして、直ち
に比較することはできませんけれども、全国的に
見た場合、今委員御指摘のパチンコ業界からの暴
力団への流入金額とか率が他の業種に比べて特
に高いという傾向は全国的には見られませんが、今
回、警視庁につきましては、その点が特徴であ
うかというふうに私も判断しております。

○山口(那)委員 ぜひ緻密な調査に基づいて、各
地域の特色に応じた具体的な実行策というものを
講じていただきたいと思います。

さて、いずれにしてもこの風俗営業、とりわけ
パチンコ営業が主たる資金源になっている、これ
が推定でも相当多額に上る、これは調査であらわ
れてきた数字でさえこの程度ですから、実際にあ
らわれない暗数というものも相当あるのではない
かとも思われるわけでありまして、そこで、暴力団
の資金源に対する課税というのが有力な措置であ
ろうと思いますが、この課税が新法施行後のよう
に強化されてきたのか、この点について警察庁
及び国税庁、それぞれお答えいただきたいと思います。

○廣瀬政府委員 警察といたしましては、犯罪の
検挙はもとよりであります、あわせて暴力

団の資金源を封圧するということが殊のほか重要
でございます。そして、警察として暴力団の不正
収益、そういうものを把握をいたした場合には、
積極的に国税当局に課税通報をするというふう
にいたしております。この手法は実はもう従来
からやってまいりましたわけでございます。

ただ、この暴対法ができましたときに、不正収
益の剥奪の規定がないということで、それにか
わるものとしたしまして、できるだけ課税通報に
よって不正な収益を課税して取り上げていくとい
うことで、私もこの課税通報を今までのやり
方ではなくて、もっと徴収に結びつく実のある課
税通報にいたしたいというところで中身のある課
税通報、これは国税からもいろいろ御指導を受け
ながらやってまいったところでございますが、そ
ういうことに努めているところでございます。

○朱雀井説明員 お答え申し上げます。

暴力団の資金源に対する課税が適正に行われて
いるかという観点からお答え申し上げます。いま
も、暴力団に対する課税にきましましては、いろ
ろ所得の確定等、課税上困難な面もございま
すけれども、国税当局といたしましては、従来から納
税者の適正な課税を実現するという観点から、暴
力団等についてもあらゆる機会を通じて課税
上有効な資料、情報の収集に努め、課税上問題が
あると認められる場合には、実地調査を行うなど
により適正な課税の実現に努めてきているところ
でございます。

また、今後ともこのような考えに基づき、警
察当局等と緊密な連携を図りつつ適時適切に対応
してまいりたいというふうに考えております。

○山口(那)委員 今の国税庁のお答えですと、本
法施行後だけ課税が強化されたかという実態
が明らかではないわけですね。

ところで、警察庁としては、従来から課税通報
をやったところ、こういうお答えでした。平成
三年までの数字を見ますと、件数及び通報額とい
うのは年々ふえてきているというふうに思われま
すけれども、平成四年つまり本法施行後の通報の

実情というのはどうなっているのか、お伺いた
したいと思います。

○廣瀬政府委員 過去の課税通報の件数あるいは
通報額につきましては、白書等で公表している
ところでございますが、平成四年につきましては
一回考え直すような状況で、いかに件数が多く
また通報額が多くなっても、実質徴収できないとい
う課税通報では全く実がない、したがって、今
後どのようにカウントしていくか現在検討中で
ございますので、しばらく時間の猶予を与えていた
だきたいと思っております。

○山口(那)委員 この施行一年の警察庁の実態の
報告によりますと、警察庁は税務当局と連携を
して暴力団に対する課税措置の強化を図り、効果
的な課税通報が増加した、こういう報告になって
いるわけですが、今いろいろ工夫をされている
ところだと思っておりますので、ぜひその工夫
がよくわかるような、そういう御報告、公表を期
待したいと思っております。

ところで、この課税通報というものの、つまり警
察側から国税当局へ情報を提供する、これはもう
やってしかるべきことは当然だろうと思いたすけ
れども、これが当り前のようでありまして、これ
も、しかし、しかるべき法的根拠があるのかどう
か。例えば、警察が職務に基づいて得た情報を自
由自在に他の行政機関に流すということが果たし
て妥当なのかどうか、これは法的根拠があれば
それはそれで説明がつくことだろうと思うので
すが、その点について、まずその情報を受け取る側
の国税の方としては法的根拠があるとお考えで
すか。

○朱雀井説明員 お答え申し上げます。

官公庁間の協力規定といったものがございま
すので、根拠という話になりますとそういう話に
なるうかと思っております。

○山口(那)委員 今おっしゃられましたように、
例えば所得税法の二百三十五条二項におきまして
「官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参
考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他

の協力を求めることができる。」というわけ
です。ですから、この規定に基づいて警察からこの
課税通報等を受け取っている、とりわけ暴力団に
対する課税についての情報は綿密に受け取ってい
る、こういうふうな理解をいたします。

さて、警察側としては、同じ理解でよろしいで
すか。

○廣瀬政府委員 突然のお尋ねでござい
ますが、警察の職務の範囲内で、公益性があると判断す
れば許されることであらうと思っております。

○山口(那)委員 暴力団というのは、これは存在
そのものが許されない団体、組織である、こ
ういふコンセンサスに基づいて取締法ができて
いる、対策法ができていくわけでありまして、こ
れは国を挙げてこの取り締まりの強化に当たるべき
ことは当然だろうと思うので、ですから、警察
サイドの任務の限りだけやっていたらいいとい
うことではなくて、やはり情報の交換を緊密にや
つて、国税当局とも連携プレーでこの資金源の壊滅
に当たっていく、こういうあり方が望ましいあり
方だろうと思うのです。

そうすると、国税当局でこの暴力団に対して得
た情報を今度は警察サイドに提供する、こういう
ことも、つまり逆の情報の流れということもあ
つてしかるべきだろうと思うのです。これにつ
いて国税はどうされておりますか。

○朱雀井説明員 国税当局が例えば税務調査の過
程で暴力団が法律違反行為を行っているというよ
うな事実を把握した場合、捜査当局に通報する
べきではないかという御趣旨に承りまして御回答申
上げますと、御承知のように、税務職員には所得
税法等によりまして国家公務員法よりも重い守秘
義務が課されております。したがって、税務
調査によって知り得た事実等を第三者に通報する
ということ、守秘義務に抵触するという問題が生
ずることになります。

また、それ以上に私どもといたしまして重要な
ことは、守秘義務を守ることによって培われてき
た納税者との信頼関係、これが崩れてしまふとい

平成五年四月六日

うおそれがあるかというふうに考えております。

さらにもう一つ、捜査当局への情報提供につきましては、税法上の質問検査権の行使については「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」というふうな規定がございます。所得税法二百三十四条二項等、そういう規定がございます。

そういった観点から、税務調査によって知り得た事実等を関係当局に通報することについては、おのずから消極的にならざるを得ないということをお断りいたします。

○山口(那)委員 一般論としては、納税者から得た大事な情報をいかに公表しないか、これは当然のことではあるけれども、これは、事暴力団については、これはもう組織の存在そのものを許さない、こういう法の態度でございまして、これはやはり例外的に扱う必要性もあるだろうと思うのです。犯罪捜査のために、得た情報を利用してはならない、これも原則であります。しかしそれは主としてその当事者から得た情報を当事者の犯罪捜査のために利用することはいいけないというのが主たる目的でありますから、これを、その関連する暴力団についての情報をどうするかということとはまた別個の考慮があり得るはずですね。

先ほど国税庁は、警察から受け取る情報は税法の協力規定に基づく、こうおっしゃいました。暴力団対策法の二十五条四項、ここにも税法と同様の官公署への協力要請という規定があります。税法と対応しているわけですね。ですから、この規定に基づいて、つまり暴対法の二十五条四項に基づいて警察側も国税に対する情報提供を要請できる、国税はそれにある程度従うべきである、このように私は思うわけですが、この点についての御見解を伺いたいと思います。

○廣瀬政府委員 第二十五条四項でございまして、これは指定並びに行政命令をかける場合に官公署に照会するというものでございまして、犯

罪捜査その他、税の関係では直ちにこの規定は働かないというふうに思っております。

○山口(那)委員 今おっしゃったように、暴対法の例えは二十二条三項にも、いろいろと情報提供、立入検査等ができるという規定に基づいて、これが犯罪捜査に使われてはならない、こういう規定があるわけですね。ですから、この命令を発する前提として立入調査ができる、そこで得る情報、活動というのは犯罪捜査の目的ではないんだというところで、それから、税務調査で得た資料も中止命令等を出す前提として活用するのであれば、これは犯罪捜査のための情報提供とは言えないわけですから、国税当局もこの情報提供をしてしかるべきなんです。

ですから、これは一方的ではなくて、やはり税務当局もこの情報提供に協力する義務があるというふうに思うわけでありまして、ですから、今警察側から御回答のあったことは当然のことだろうと思うのです。国税庁、御意見どうですか。

○朱倉井説明員 ただいま一般論ということで申し上げたわけでございます。「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」という質問検査権の行使ということで御説明申し上げ、おのずから消極的にならざるを得ないという一般論という形で申し上げたことを御理解いただきたいと存じます。

○廣瀬政府委員 先ほどの委員の御質問のとおりの場合もあるいはある可能性が、「指定並びにこの法律の規定による命令をするに必要がある」と、そういう場合には資料の提供を官公署に求めることができるというところで、あり得る場合もあると思うのであります。ただいまの現状ではこの指定並びに命令をかけるというのには、税務関係の資料が必要になってきたというの、今までのこの一年間やりましてそういう必要性を感じたことがちよつとないものでございまして、可能な場合もあると思ひますが、ちよつと現実にはまだそういう必要性を感じていないということでございます。

○山口(那)委員 今警察庁がお答えになったことは、その情報交換が緊密になされていないということの証拠なんですよ。国税当局がきちんと調査をすれば、お金がいろいろな事業者から暴力団に流れているというところは解明される場合があるわけでありまして、しかし、それを積極的に警察側に知らせない。そういう情報をとればもつというろいろな指導や取り締まりができるにもかかわらず、それをやっていないから、その必要性を感じなかったという結果だろうと思うのです。もつと情報交換は緊密にやれば、一層の効果が上がることは間違いないわけですね。

ただ、そこで配慮しなければならぬことは、やはり納税者との信頼関係ということもあるでしょうし、また、警察がいろいろな市民の方の御協力をいただくための情報提供というパイプです。これは大切にしなければいけないということもあるでしょう。ですから、法的根拠があるからいたずらに、情報管理がおろそかになつてはいけません。大臣に伺いますけれども、この点については、一般論としては情報の交換というのは、それぞれが強制権を持った主体でありますから慎重でなければならぬ。しかしながら、暴力団についてはやはり例外的に当たる必要があるだろう。そういう点で、この情報交換、連係プレーにおける法的規定がやや未整備なのではないかと私は思うわけですね。これからの法の運用とそれから立法措置等も含めて、これからの対策についての御所見を伺いたいと思います。

○村田国務大臣 暴力団の資金源を封圧するということのために、暴力団の資金獲得活動に絡む犯罪を徹底検挙すると同時に、課税措置それからまた例えば公共工事などからの排除など、あらゆる措置を講じる必要があると思ひます。そのために、警察においては国税当局等関係機関との連携を図っているものと承知しております。

ただ、法律に定められた守秘義務というものがまた尊重しなければなりません。そういう規定と

同時に、暴力団の資金源封圧に一層の成果が上がるように、関係省庁がよく相談をして対応したいと思ひます。

○山口(那)委員 守秘義務というの、これは行政機関外に公表することについては慎重でなければなりませんが、行政機関相互においては例外もあり得るはずでありますから、その点の一般と例外をきちんと立て分けた上で、積極的な措置をお願いしたいと思います。

これで終わります。

○中馬委員長 吉井英勝君。

○吉井(英)委員 私は、現行法十条それから改正案の十条、この点についての「何人も」という規定のところについてまず最初に伺いたいと思ひます。

まず、現行法では、何人も暴力的要求行為を指定暴力団に依頼することの禁止です。これに今度は追加して、今度の場合には「何人も、指定暴力団員が暴力的要求行為をしている現場に立ち会い、当該暴力的要求行為をすることを助けてはならない。」ということ、これは追加なんです。この追加によつて、この規定に違反した場合に警察が中止命令を出すことができるようにするというところで、ですから、こういう点では、規制の範囲が「何人も」、つまり一般人にまで拡大してくるわけですね。それだけに、この点については少し厳密性も求められると思うので、伺つておきたいと思ひます。

警察庁の方から幾つかの事例について資料をいただいておりますが、一般人が示談交渉を指定暴力団員に依頼しませんでした。これも読んだわけですが、こういうものであれば現行法でも規制できるのではないかと。だから、こういう点では、規制の一般人への拡大というの、これは避けたい方が多いのじゃないかというふうに思われるわけですが、この点はどうでしょうか。

○廣瀬政府委員 この現行十条、何人も規制というところで、暴対法で、もう一カ所ほどありますが、

「何人も」が出てくる数少ないところでござい
ます。現行の方は、何人も指定暴力団に暴力的要求
行為をすることを依頼し、要求し、そういうこと
をやつてはいけないということでございまして、
新十条二項の方が、暴力的要求行為をしている現
場に立ち会つてこれを助けてはならないというこ
とでございまして、この「何人も」といいますのは、
指定暴力団員であらうとあるいは指定暴力団員以
外の一般人であらうと、両方規制の対象になると
いうものでございまして、

現行の十条一項でございまして、これは何人も
依頼し唆してはならないということでございまし
て、実はこの依頼し唆す行為というのは、大抵の
場合が、「何人も」といふのは暴力団を利用する
者、依頼者でございまして、暴力団の方はこれ
は金づるになるということで、その依頼行為がそ
の場で終わつてしまふということになります。そ
うしますと、これは中止命令の対象ではございま
せん、もう一回別の人に要求する行為を依頼す
るといふような、反復して同じような行為を行う
という場合に、一項の場合が再発防止命令をかけ
て規制できるというものでございまして、

ところが、二項の方は現場におきまして立ち
会つて助けてはならないということでございまし
て、一般的に、指定暴力団員あるいはそれに一般
人がくつついていきまして相手方にいろいろな要
求をする場合に、相手方がすぐその場で要求をの
むというところは、そういう場合もありましようけ
れども、大要のうございまして、要求行為が継
続するということでございまして、要求行為が継
続いたしますと、それは中止命令の対象になるとい
うことでございまして、それぞれ一項と二項で
は規制の仕方が違ふということでございまして、

いずれにいたしましても、この二項を特に設け
ましたのは、最近暴力団を利用する行為が大変多
いということで、その利用行為全体というわけに
はなかなかいきませんけれども、少なくとも現場
に立ち会つて要求する行為を助けてはならない、
そういう利用行為を規制してまいりたいというも

のでございまして。
○吉井(英)委員 そうすると、いずれにしろ、こ
の「何人」といふのは、現行十条の方では暴力的
要求行為を依頼した人ということになりますね。
今度の改正案の方の「何人」といふのは、指定暴
力団から同席をして話をするように依頼をされ、
それに応じて同席して暴力団員を助ける行為で、
この場合いろいろなことがあり得ると思うのです
ね。

依頼した人が、例えばトラの威をかりるキツネ
のように、暴力団員を座らせておいてかわつて自
分が発言することで暴力的行為を助けるというふ
うなことにもなるでしょうし、この「何人」の後
半の部分ですね。少し厳密に言つと結局どうい
うことになつてくるかという、その辺を改めても
う一遍聞いておきたいのですが、

○廣瀬政府委員 この二項で考えておりますの
は、暴力団に暴力的要求行為を依頼する者、これ
が指定暴力団と一緒にその現場に行きましてこれ
を助けるということとございまして、暴力団に依
頼する者でございまして、その現場におきまし
ては暴力団員の方が威力を用いる、威迫をする、
そして一緒にいていきまして依頼人の方は詳しい
契約内容を説明するとか、そういう役割分担とい
うのが出てくるのではないかと、ここは本当に指定
暴力団を使つて暴力的要求行為を依頼するその者
を規制してまいりたいという趣旨でございま
して、全然関係ないやじ馬が応援をしたとか、た
またまその部屋に入つてしまつたとか、あるいは
逆に暴力団からおどされてついでにことを余儀
なくされた、こういうものは念頭に入れていない
というところでございまして、

○吉井(英)委員 そうすると、依頼者でない人が
暴力団から逆に同席してくれと依頼をされて、そ
して座つて何もしゃべらなかつた、あるいはしゃ
べつたとしてもおどされて暴力団の求めることを
話をした、そういう場合は当たるのですか。
○廣瀬政府委員 これは現場に同席して助ける行
為という積極的な行為がないといけなかつたと思

ひまして、特に一般人の人がただその場に立つ
ているだけというふうなものは、この規定の念頭
にはございせん。

○吉井(英)委員 でそれから、助けるという積極
的行為、積極的意志が必要ということですね。そう
いう点では、依頼者以外の他の人であつても、暴
力団から依頼されて、仮に事情がよくわからなく
て座つたとしても、座つただけとか黙つてゐる限
り、あるいは仮に話をしても暴力団からおどされ
て仕方なしにしゃべつた、こういう場合は「何人」
といへども当てはまらないというふうに理解して
おいていいですね。

○廣瀬政府委員 お説のとおりでございまして、
あくまで暴力的要求行為を依頼する者を主に念頭
に置いて考へている規定でございまして、おどさ
れた者とか何もしないというのは考へておりませ
ん。

○吉井(英)委員 次に、改正案の二十八条に關連
して少し聞いておきたいと思うのですが、ここで
「必要な措置」といふこの問題なんです、ここ
では組を離脱した元暴力団員の就職先を警察が紹
介するという意味にもとられかねないというか、
そういう要素があると思うのですが、そういう記
事等も出ておりましたけれども、職業紹介となる
と、これは職安の仕事になるわけですね。

この点ではまた、都道府県でつくられる社会復
帰対策協議会、資料がついておりますが、この中
には県の労働部とか職安も入つております、民
間の協力企業、協賛企業等も入つております。で
すから、この「必要な措置」には、職安の仕事、
職業紹介という仕事は入らないで、警察の従来ど
おりの役割の範囲内に限られるものだというふう
に理解していいわけですね。

○廣瀬政府委員 先ほどよく議員の御質問にもご
ざいまして、この職業紹介といふのは職安の業
務でございまして、私どもの方はそのほかの業
務、例えば保護対策とか離脱者を雇つてもいいよ
という事業者の募集はいたしますけれども、職業
紹介の業務は職安にお願ひするという形でござい

ます。
○吉井(英)委員 当然のことながら、従来からの
警察の権限が認められていた分野での役割を果た
すという今の説明ですから、そういうことで理解
しておきたいと思ひます。

次に、警察庁の方でこの二月に、暴力団対策法
施行一年の成果と今後の課題というところにつ
いて発表しておられますが、全体として対立抗争が
減つた、これらはこの資料にも載つてゐるわけ
です。

そこで、この機会に伺つておきたいのですが、
指定三暴力団、重点対象三団体、これらの構成員
と準構成員が一九九一年度と九二年年度の両年にわ
たつてどういふふうに移つてゐるのか、こ
のところだけ数字を挙げて御説明をいただきた
いと思ひます。

○廣瀬政府委員 まず重点対象三団体の平成三年
末の数字を申し上げたいと思ひます。
山口組につきましては、構成員が約二万三千百
人、準構成員が約一万二千三百人、稲川会につ
きましては、構成員が約七千四百人、準構成員が約
二千四百人、住吉会につきましては、構成員が約
八千人、準構成員が約二千九百人でございまして、
これら三団体の合計は、構成員で約三万八千五百
人、準構成員で約一万七千六百人でございまして、

暴対法施行後の平成四年末の状況でございま
す。山口組が、構成員約二万二千二百人でマイナ
ス九百、準構成員が約一万五千人でプラス二千七
百、稲川会が、構成員約六千九百人でマイナス五
百、準構成員約二千九百人でプラス五百、住吉会
が、構成員約八千人でプラス五百、準構成員約
三千四百人でプラス五百人でございまして、三団体
の合計では、構成員が三万七千七百人でマイナス
一千四百、準構成員が二万一千三百人でプラス三
千七百となつております。

○吉井(英)委員 まず最初に伺つておきたいの
は、暴対法施行一年で、いただいてゐる資料を見
ておりましたも、九一年末と九二年末で全構成員
数に対する重点対象三団体の構成員数の割合で見

ると、絶対数は確かに減っているのですが、六〇・三%から六五・六%へと逆に暴占率が高まっている。だから、暴対法というのは、小さな暴力団といいますが、そこには非常に効果があったんだけれども、三団体については必ずしも大きな効果があらわれていないのじゃないかと受け取られかねない面があるわけです。この点についてはどういうふうに評価をしておられますか。

○廣瀬政府委員 御指摘の暴占化が進んでいるわけでございますが、この暴占化といえますのは構成員と準構成員を含んだ勢力で出しております。平成四年の暴占化率が六五%、平成三年が六二%になっております。

これは先ほど来御説明してまいりましたが、一つは弱小の暴力団がここへ吸収されたというのもございますが、警察におきましてフロント企業の取り締まりを昨年かなりやりました。このフロント企業の発掘をいたしますと、そこに新たな準構成員の把握ができた、そういうこともありまして暴占化率がさらに高まったということでございます。

いずれにいたしましても、昨年、暴対一年で頑張りました。そして、その結果、今日一番大きな問題と考えておりますのは、この暴占化対策に對しまして取り締まり等を強力に推進してまいりたいという問題意識を持ってまいります。

○城内政府委員 一点補足させていただきます。先ほど暴占化の伸びの話がございましたけれども、実は、先ほど確かに平成四年について見ますと三%の伸びということでございますが、その前の年の平成三年末で見ますと、対前年比の伸びがそのときは一四%なんです。プラス一四%ということでございますので、明らかに暴占化傾向の鈍化の兆しが出ておる、こういうことでござい

ます。それまでは、大きな暴力団が小さな暴力団をどんどん吸収する動きがあったわけでございまして、暴対法ができてきて、これは一つの暴対法の効果ではないかと思っておりますが、ややそこ

暴占化の伸びが鈍化するという動きが出てきておる。これを何とかひとつ定着させたいものだとも努力しておるところでございます。

○吉井(英)委員 いただいた資料によりまして、今おっしゃったように九〇年末と九一年末にかけては伸びているのが、九二年の末は減少。だから、絶対数では確かにおっしゃったように効果が出ているわけです。それを否定するものじゃないのです。ただ、全構成員に対する比率、これがいただいた資料によりまして、六〇・三%から六五・六%となっているわけですね。この点では暴占化率が高くなっている。これはやはり一つの問題だと思っております。

あわせて、先ほどお答えいただきました構成員と準構成員を合わせて見ていきますと、山口組の場合には九一年末から九二年末にかけて千八百人ふえているわけですね、構成員は九百人減ったが準構成員が二千七百人ふえているわけですから、稲川会は、構成員が五百人減って準構成員が五百人ふえたということは、これは上手に名簿をすつと横へ移したんかいなという感じがせぬでもないわけですが、プラス・マイナス・ゼロ。住吉会の場合には、構成員はふえも減りもしないが、準構成員がふえている。ですから、三団体の合計で見ますと、実はこの一年間で、せっかく暴対法を施行したのに、構成員と準構成員を合わせた合計では二千三百人ふえているわけですね。ですから、構成員に関しては、おっしゃったように確かに効果は出た。しかし構成員、準構成員を合わせたところではふえているというところは、やはりこのところはかなり考えなければいけない問題があるなというふうに思っております。

私は、こういう点で、今後三団体壊滅に向けて、国家公安委員長もまた警察庁長官も、暴力団壊滅が基本原則なんだ、方針なんだということを従来より言明してこられました、それだけに、こういう構成員、準構成員を合わせたこの傾向を見たときに、頑張ってもらっているんだけれども、一層の効果を上げていくという、こういう点が今非常

に大事な課題になっていると思うのです。この点についての国家公安委員長のお考えと、なお壊滅に向けての取り組み強化についての警察庁長官の決意のほどを伺って、時間が参りましたので、私の質問を終わりたいと思います。

○城内政府委員 ただいま委員の御質問にありまして、現在、警察における最重点として暴力団対策というものを進めておるわけでござい

ます。私どもはこれを三本柱で進めておるわけでございまして、一つは強力な取り締まり、二つ目は暴対法の効果的な運用、それから三番目が暴力団排除機運の醸成、このことは就業対策とかいうところまで含めて、私どもとしては、取り締まりはやるけれども足抜けの相談には応じないというようなことでは困りますので、そこら辺まで含めてやっておることでございます。暴力団対策としてはまだ緒についたばかりでございます。それからさらに持続的な努力をしてまいりたいと思

います。

○村田国務大臣 御指摘になられました三団体は、暴力団の中でも殊のほか国民生活の平穏や経済システムの健全性に重大な脅威を及ぼしてきておるところであると認識しております。

警察におきましては、ただいま城内長官から決意の表明がありましたように、これら三団体に對して従来から集中的な取り締まりを行ってきたところでございまして、実際に暴力団の活動をしっかりと抑えるというのは国家的な使命でもござい

ますので、私もしっかりと警察庁を警勵いたしまして、御指摘の点については今後努力をしてまいりたいと思

います。

が、お許しをいただきまして、我が党の立場から基本的な点について質問を申し上げます。

まずは、何と申し上げても、暴力団対策の総合的、効果的な推進を図ることを目的とした暴力団新法が施行されましたが、一年経過をするわけでありまして、国家公安委員会の資料によりまして、この一年間、全暴力団の構成員数が約七千二百人減少した、平成四年末には約五万六千六百六十人という状況である。また、重点対象の三団体の構成員数は、これは前者に比べますと極めて減少率は低いという問題点を残しながらも約千四百人減少し、現在約三万七千人という状況である。一方、対立抗争の発生回数は、この一年間、八回減少しておる、平成四年の実績は三十九回、銃器発砲の発生回数は、これもまた八回減少しまして百七十四回という報告がございまして、この暴力団新法がどれほどの効果があつたのか、もちろん社会の機運の盛り上がりを含めてございましてけれども、その点について当局としての認識の把握について御説明をいただきたいと思

います。

○廣瀬政府委員 暴対法施行一年の経過という御質問でございますが、議員から御指摘がありまして、この暴対法によりまして暴力団を反社会的集団と定義いたしましたことによりまして、国民各界各層の暴力団許すまじという暴排機運がかつてないほど高まったところでございまして、また、そういう機運に基づきましていろいろな暴排活動が全国各地で積極的展開されたということでございます。暴対法の直接的な効果というものはございませぬけれども、暴対法が施行されたというところによりまして、世の中の関心が大変高まって、それが厳しく暴力団の行為を監視する、そういう結果ももたらがったのではないかと

いうふうに思っております。

具体的にどういう成果が上がったかということでございますが、まず第一に暴力団の民事介入暴力、いわゆる民暴、さらには九条各号に掲げております暴力的要求行為がございまして、これに對する抑止効果がかなり出てきたということござ

午後零時二十分休憩

午後三時三十分開議

○中馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

本案は、先ほど質疑を終局いたしております。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中馬委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中馬委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中馬委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案審査のため、参考人の出頭を求め、意見を聴取することとし、その日時及び人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中馬委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る九日金曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

平成五年四月十三日印刷

平成五年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

T